

平成 25 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

徳島大学

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	17
基準6 学習成果	27
基準7 施設・設備及び学生支援	29
基準8 教育の内部質保証システム	34
基準9 財務基盤及び管理運営	37
基準10 教育情報等の公表	42
<参 考>	43
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	45
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	46

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
26年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

飯野正子	津田塾大学名誉教授・前学長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
大塚雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
金川克子	前 神戸市看護大学長
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	前 新潟大学長
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○ 佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構教授
中島恭一	富山国際大学長
ハス エーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎ 吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

萩上 紘一	大妻女子大学長
梶谷 誠	電気通信大学長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
◎鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
土屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
矢田 俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

大 畠 一 芳	茨城大学教授
○梶山 千里	福岡女子大学理事長・学長
○片峰 茂	長崎大学長
○清原 正義	兵庫県立大学理事長・学長
◎小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
○小松 正幸	前 愛媛大学長
近藤 倫明	北九州市立大学長・副理事長
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
関口 正司	九州大学教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
本家 孝一	高知大学副理事
前田 早苗	千葉大学教授
前田 健康	新潟大学教授
吉岡 政徳	神戸大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎梅田 源一	公認会計士、税理士
梶谷 誠	電気通信大学長
○佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
宮 直仁	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

徳島大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教授の選考について、各教授会は選考に先立って役員会に選考方針を説明し、了承を得た後、公募を行うものとしている。応募者から選出した複数の候補適任者を役員会に説明し、了承を得た後、候補者を選出し、学長に報告している。
- 自己点検・評価の一環として、各学部において授業評価アンケートと卒業時アンケートを毎年実施しているほか、卒業生や雇用主へのアンケート調査を随時実施して「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査報告書」として公表しており、これらで把握された学生のニーズや社会からの要請等を、教育内容に反映させるための取組がなされている。
- 文部科学省の大学院G Pに平成21年度採択された「医療系クラスターによる組織的大学院教育」により、世界最高水準の生命科学者の養成を図るため、医療系5大学院から選抜された学生に対し専門分野が異なる教育クラスターが双方向教育を行っている。
- 文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に、平成22年度「自らの就業力向上を促す巣立ちプログラム」が採択され、学生の就業力向上を図るため、4年一貫のキャリア教育体系である巣立ちプログラムを総合科学部及び工学部において導入している。
- 平成24年度から文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（平成26年度まで）の「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（中国・四国地域の18大学・短期大学と産業界等との連携事業）に採択され、3テーマの目標を設定して取り組んでいる。
- 文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に、平成20年度「既卒薬剤師のキャリアアップを目指した教育支援プログラム」が採択され、当該事業で得られた経験が、平成24年度の文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「四国の全薬学部の連携・共同による薬学教育改革」（平成28年度まで）における地域薬剤師会等を含むステークホルダーとの協業に取り組む体制の構築に活かされ、学部学生及び大学院生の教育に役立てられている。
- 文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」（平成19年度～23年度）と「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（平成24年度～28年度）によりチーム医療・リサーチマインドを身に付けた全人的高度がん専門医療人の養成を行っている。
- 創成学習開発センターやuラーニングセンターが、情報化推進センター及び評価情報分析センターと協力し、工学部のuキャンパス構想のサポート、e-learningの確立、普及、ポータルサイトの提供、履修登録システムの提供のほか、教育研究者用データベース等のサービスを提供し、当該大学のICTを利用した「教育と学習に優しい環境」の基盤機能を果たしている。
- 文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に平成20年度採択された「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」による大学教育力の向上により、フォーラム、研修会を開催するなど、四国地域の大学間連携によるFD・SDが行われている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の教育部においては入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

昭和24年に新制大学として設置された当該大学は、学則第1条第1項で「学校教育法の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と向上に貢献すること」を目的とすることを明確に定め、また、同条第2項に基づき学部ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を各学部規則に定めている。

国立大学法人法施行後は、同法の規定に基づき、中期目標を定め、その前文で「大学の基本的な目標」を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学院は、昭和50年に制定した大学院学則第1条第1項で「徳島大学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成すること」を目的とすることを明確に定め、また、同条第2項に基づき教育部、専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各教育部規則で定めている。

国立大学法人法施行後は、中期目標前文の「大学の基本的な目標」、さらに、国立大学法人徳島大学の発足に際して定めた「徳島大学基本構想」の中で大学院教育の目的を具体的に記している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、以下の5学部から構成されている。

- ・ 総合科学部（3学科：人間文化学科、社会創生学科、総合理数学科）
- ・ 医学部（3学科：医学科、栄養学科、保健学科）
- ・ 歯学部（2学科：歯学科、口腔保健学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬学科、創製薬科学科）
- ・ 工学部（7学科：建設工学科、機械工学科、化学応用工学科、生物工学科、電気電子工学科、知能情報工学科、光応用工学科）

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

全学共通教育センターが、全学共通教育（教養教育）の実施、運営及び教育方法等の改善の機能を担っている。全学的視点からの教育の戦略的かつ効果的遂行を保障するため、教育担当理事が主管する教育戦略室の意見に基づき、大学教育委員会が基本方針を審議・決定する体制をとっている。この基本方針に基づき、各学部等から選出された委員（16人）で構成する全学共通教育センター運営委員会が全学共通教育の実施に伴う企画運営等を審議し、さらに、センター長の下に6つの部会を置いて全学共通教育センターの運営に当たっている。

当該大学の全学共通教育は、学則第29条の3「共通教育の授業科目は、総合科学部が中心学部となり、全学部が協力して開設する」に基づき、主に総合科学部の教員が担当している。

なお、全学共通教育と専門教育を異なるキャンパスで受講する学生のために、蔵本キャンパスで開講される授業科目を午後以降に集約するなどの配慮を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、教育組織として、教育研究の目的を達成するために以下の7教育部から構成されている。

- ・ 総合科学教育部（博士前期課程2専攻：地域科学専攻、臨床心理学専攻、博士後期課程1専攻：地域科学専攻）

- ・ 医科学教育部（修士課程1専攻：医科学専攻、博士課程1専攻：医学専攻）
- ・ 口腔科学教育部（修士課程1専攻：口腔保健学専攻、博士課程1専攻：口腔科学専攻）
- ・ 薬科学教育部（博士前期課程1専攻：創薬科学専攻、博士後期課程1専攻：創薬科学専攻、博士課程1専攻：薬学専攻）
- ・ 栄養生命科学教育部（博士前期課程1専攻：人間栄養科学専攻、博士後期課程1専攻：人間栄養科学専攻）
- ・ 保健科学教育部（博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻）
- ・ 先端技術科学教育部（博士前期課程3専攻：知的力学システム工学専攻、物質生命システム工学専攻、システム創生工学専攻、博士後期課程3専攻：知的力学システム工学専攻、物質生命システム工学専攻、システム創生工学専攻）

これらのことから、教育部及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、学則第4条に定める20の共同教育研究施設等、附属図書館、病院、保健管理センター及び附属教育研究施設等、計26の施設を設置している。

共同教育研究のため大学開放実践センター、疾患酵素学研究センター、情報化推進センター、疾患プロテオゲノム研究センター、アイソトープ総合センター、国際センター、藤井節郎記念医科学センター、全学共通教育センター、評価情報分析センター、糖尿病臨床・研究開発センター、埋蔵文化財調査室、学生支援センター、キャリア支援センター、環境防災研究センター、地域創生センター、産学官連携推進部、AWAサポートセンター、農工商連携センター、教育改革推進センター、アドミッションセンター、プロジェクトマネジメント推進室を設置している。

附属教育研究施設として薬科学教育部附属医薬創製教育研究センター、ヘルスバイオサイエンス研究部総合研究支援センターを設置している。

国際センターが留学生教育を、全学共通教育センターが全学共通教育を担っているほか、それ以外の施設もそれぞれ専門分野の教育研究とその支援あるいは社会貢献機能を担っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

各学部、各研究部及び各教育部に教授会を設置している。教授会は、教授から構成することとし、准教授その他職員を加えることができるとしており、総合科学部、総合科学教育部、ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部においては准教授、講師、助教を加えている。各教授会は、原則月1回開催され、教育課程の編成、学生の身分、教員の選考等教育活動に関する重要事項を分担して審議している。

また、全学的には、教育研究評議会が、教育研究に関する重要事項を審議しており、その内容、審議結果は議事要録として公開し、学内への周知を図っている。

学長が指名する理事を室長、理事又は職員を室員とする教育戦略室は、入学試験、全学共通教育、学部・大学院教育、学生支援、キャリア教育の改革戦略等全学的視点からの教育・学生支援の改革戦略に関する事項について審議し、結果を教育研究評議会に報告している。

各学部等には、教務委員会を設置しており、教育課程、履修方法やその他学部等ごとの教務に関する重要事項について審議を行い、その結果は教授会で審議し、決定している。

全学委員会として、大学教育委員会を設置している。教育担当理事を中心に各部局の教務委員会委員長及び教育支援関連のセンター長等で構成し、大学全体の教育活動の多岐にわたる事項について、定期的に委員会を開催し、実質的な検討を行っている。また、大学教育委員会の下に教育の質に関する専門委員会が設置され、教育課程の編成、授業形態、学習指導法、成績評価の実施その他教育の質に関して審議を行っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学長が指名する理事を室長とする教育戦略室を設置し、入学試験や教育及び学生支援戦略に係る企画立案機能を担わせていることは、教育改革における学長のリーダーシップを保証する観点から優れている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育研究組織は、教員組織としての研究部、大学院教育課程としての教育部、学士課程としての学部に分かれており、研究部に所属する教員が、教育部、学部と併任されて、それぞれ教育研究を担当している。ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部に属する教員は総合科学部において学士課程の教育研究を、総合科学教育部において大学院課程の教育研究を担当している。ヘルスバイオサイエンス研究部に所属する教員は、その専門性に応じて、医学部、歯学部、薬学部において学士課程の教育研究を、医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部において大学院課程の教育研究を担当している。ソシオテクノサイエンス研究部に所属する教員は、工学部において学士課程の教育研究を、先端技術科学教育部において大学院課程の教育研究を担当している。共同教育研究施設等に属するその他の教員は、各自の専門性に応じて、これらいずれかの学部、教育部における教育研究を担当している。

研究部、教育部、学部にはそれぞれ研究部長、教育部長、学部長を置き、その責任体制を明確にするとともに、それぞれの組織間の連携関係を確保している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

大学の教育目標及び各部局での学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育研究活動を行うために専任教員を配置し、全学共通教育、専門教育を担当している。また、社会のニーズに即した教育を行うために学外から有識者等を非常勤講師として任用しているが、教育上主要な授業科目は、専任の教授又は准教授が主に担当している。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 総合科学部：専任 130 人（うち教授 62 人）、非常勤 47 人
- ・ 医学部：専任 238 人（うち教授 79 人）、非常勤 451 人
- ・ 歯学部：専任 95 人（うち教授 25 人）、非常勤 84 人
- ・ 薬学部：専任 41 人（うち教授 15 人、実務家教員 5 人）、非常勤 45 人

- ・ 工学部：専任 172 人（うち教授 70 人）、非常勤 173 人
- ・ 全学共通教育センター：専任 1 人（うち教授 0 人）、非常勤 69 人

自己評価書において「薬学部薬学科、歯学部口腔保健学科において、それぞれ設置基準で必要な教授数に 1 名ずつ足りていない」と記載があったが、訪問調査時において、歯学部歯学科では講師以上の教員が 3 人、薬学部薬学科では教授が 1 人足りないことが確認された。これら全ての教員の不足について、平成 25 年度中に補充されている。その他の学科については、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医科学教育部：研究指導教員 48 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 129 人
- ・ 口腔科学教育部：研究指導教員 15 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 総合科学教育部：研究指導教員 74 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 薬科学教育部：研究指導教員 37 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 栄養生命科学教育部：研究指導教員 14 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 10 人
- ・ 保健科学教育部：研究指導教員 27 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 先端技術科学教育部：研究指導教員 109 人（うち教授 70 人）、研究指導補助教員 31 人

〔博士後期課程〕

- ・ 総合科学教育部：研究指導教員 24 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 薬科学教育部：研究指導教員 25 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ 栄養生命科学教育部：研究指導教員 14 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 10 人
- ・ 保健科学教育部：研究指導教員 19 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 先端技術科学教育部：研究指導教員 109 人（うち教授 70 人）、研究指導補助教員 31 人

〔博士課程〕

- ・ 医科学教育部：研究指導教員 48 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 129 人
- ・ 口腔科学教育部：研究指導教員 50 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 67 人
- ・ 薬科学教育部：研究指導教員 12 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 4 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用に際しては、原則として公募制を導入し、研究の活性化、教員の流動化を図るため、大学の教員等の任期に関する法律の規定に基づき、教員の任期に関する規則を定め、任期制を導入している。

また、戦略的、弾力的な教員配置を行うため、学長裁量ポストやプロジェクト教員を設け、任期付きの競争的ポストも採用している。平成 25 年 4 月からテニユアトラック制を導入したほか、教員の教育研究レ

ベルの向上のためのサバティカル制度も導入している。

女性教員の確保、職場復帰をサポートするため、男女共同参画事業の一環として、AWAサポートセンターを設置し、授乳室や休憩室の設置、ワークライフバランスを推進するためのベビーシッター事業や保育所の充実等支援体制の充実を図っており、女性教員の比率は、診療支援医師も含めると全体の20.4%である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

大学設置基準に規定する教員の資格を基に、教員選考の基本方針及び教員選考基準を定め、この選考基準に基づき教員の採用及び昇任を決定している。

教員の採用及び昇任について、候補者の選考については各教授会が審議している。教授の選考について、各教授会は選考に先立って役員会に選考方針を説明し、了承を得た後、公募を行うものとしている。応募者から選出した複数の候補適任者を役員会に説明し、了承を得た後、候補者を選出し、学長に報告している。准教授、講師及び助教の採用については、部局ごとの教員選考規則に基づき設置される選考委員会において選考手続きを進め、教授会で候補者を選出している。

教育上の指導能力や研究能力は、応募者から提出される文書によるほか、選考にかかわる講演会を開催し、面接を実施することによって評価している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

毎年、原則として、教員は教育・研究者情報データベース（以下、「EDB」という。）に教育・研究・社会貢献・組織運営・支援業務・診療活動についてウェブ登録することとしており、そのデータを基に教員業績審査委員会で業績評価を行っている。また、任期付きの教員のうち任期満了後の再任についても、各部局で制定した再任基準により、審査を実施している。なお、評価項目は、現状に即した評価になるように教員業績審査委員会で議論され、数年に一度見直しが行われ、評価結果については、教員の昇給や業績手当等の処遇に反映されている。さらに、ほとんどの部局において部局内表彰制度を設けている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程の実施に当たっては、学務部教育支援課11人及び各部局事務部127人の担当事務職員が事務処理を担当している。また、学部・教育部で技術支援組織を構成する技術職員82人や教務職員2人が、実験や演習及び教室運営にかかわる実務を担当している。

附属図書館の業務は、情報部の学術情報図書課15人が担当しており、常勤、有期雇用職員17人が司書等の専門的知識を有する職員である。

さらに、平成24年度においては、TAを延べ693人採用しており、学士課程の実習、授業、日常の研究

活動に対して、補助的な業務を担当している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- AWAサポートセンターを設置するなどの支援体制の充実を図った結果、女性教員の割合が20%を超えている。
- 教授の選考について、各教授会は選考に先立って役員会に選考方針を説明し、了承を得た後、公募を行うものとしている。応募者から選出した複数の候補適任者を役員会に説明し、了承を得た後、候補者を選出し、学長に報告している。
- 毎年、教員はEDBに教育・研究・社会貢献・組織運営・支援業務・診療活動についてウェブ登録することとしており、登録されたデータを基に教員業績審査委員会で業績評価を行い、評価結果については、昇給や業績手当等の処遇に反映されている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学の理念・目標に即して、学科、専攻ごとに入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が制定され、入学に際し必要な基礎学力を含め、求める学生像について具体的に記載している。

全学の入学者受入方針として「みなさんの多様な個性を尊重し、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門能力と進取の気風にあふれた人材を育成することを教育方針としております。したがって、この方針に必要な基礎学力を有する人を求めています。」と定め、学科ごとに求める学生像と、その学科の専門分野を学ぶために必要な高等学校の各教科について身に付けるべき能力を明記している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

一般選抜（前期日程・後期日程）、特別選抜（推薦入試Ⅰ（大学入試センター試験を課さない）、推薦入試Ⅱ（大学入試センター試験を課す）、帰国子女特別選抜（大学入試センター試験を課さない）、社会人特別選抜（大学入試センター試験を課さない）、私費外国人留学生選抜と多様な選抜を採用している。

学部の一般選抜では、大学入試センター試験に加え、各学部、学科等において入学者受入方針に適合していることを確認するための試験科目を設定、個別学力検査を実施し、総合して入学者を選抜している。

特別選抜（推薦入試Ⅰ、Ⅱ）では、大学の示した入学者受入方針に対して高等学校の長が責任を持って学生を推薦することを出願要件とし、推薦書等の書類審査及び入学者受入方針に対する適合性を検査するための集団面接又は個人面接等を課している。

帰国子女や外国人留学生に対しては、大学入試センター試験を課さない特別入試を設けて対応しているが、入学者受入方針への適合性をより詳細に検査するため書類審査や小論文及び適性を判断するために個人面接又は集団面接を複数の面接担当者により実施している。

一部の学部、学科では、社会人特別入試や編入学試験を実施しているが、いずれも推薦書、試験、面接等により入学者受入方針への適合性を確認している。

各大学院の修士課程及び博士課程においても、入学者受入方針への適合性を学部入学者選抜と同様に学力検査及び面接と出身大学（学部）長の提出する成績証明書等を総合して検査し、入学者選抜を行っている。

また、四国地区の5国立大学が連携することで生まれるスケールメリットを活かしてノウハウやマンパワーを相互に補完し合うAO入試を共同実施する取組を開始している。この取組は平成24年度文部科学省「国立大学改革強化推進補助金」に採択されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者の選抜は、教育担当理事を委員長とする入学試験委員会が所掌している。試験の実施は、入学試験委員会が定めた全学的な実施要項等に基づき、学部、学科ごとに個別に制定された実施要項等に沿って入学試験本部（本部長：学長）と各学部の試験場事務室（責任者：学部長）が連携の上、行われている。試験問題の作成・点検・印刷・採点は、厳正にそれぞれの要項等に沿って進められている。出題ミス防止の体制を組んでおり、採点に際しても複数人が対応することで採点ミスの防止を図っている。面接では、学部、学科ごとに面接要項やマニュアルを制定し、面接前の打合せや面接後の検討によって、試験が公正に行われるように留意している。入学者は、入学試験委員会が関係資料を整備した上で、各学部教授会で審議し学長が決定している。

なお、大学院についても、学部入試に準じた実施体制で入学者選抜を実施している。大学院の入学者は選抜試験を行い、各教育部教授会で審議し学長が決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜の改善に関する調査研究を入学者選抜研究専門委員会で行い、入学者受入方針に沿った学生が入学しているか否かについて調査を学部及び教育部ごとの入学試験委員会等で行っている。大学入学時に実施される基礎学力試験の結果、センター試験の成績、入学後のGPA（Grade Point Average）等により入学者の選抜方法の検討を行っている。例えば平成25年度入試では総合科学部、医学部、工学部夜間主コースにおいて変更が行われ、平成26年度入試では総合科学部、工学部夜間主コースで変更が行われている。

平成25年度には、入学者選抜に係る調査・研究・分析及び入試広報等を全学的な視点で推進するために、アドミッションセンターを設置している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成21年度～25年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成23年4月に設置された口腔科学教育部（修士課程）については平成23年度～25年度の3年分、平成22年4月に改組された薬科学教育部（博士前期課程）については平成22年度～25年度の4年分、平成24年4月に設置された薬科学教育部（博士後期課程・博士課程）については平成24年度～25年度の2年分。）

〔学士課程〕

- ・ 総合科学部：1.02倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.71倍
- ・ 歯学部：1.00倍
- ・ 歯学部（2年次編入）：1.00倍

徳島大学

- ・ 薬学部：1.05 倍
- ・ 工学部：1.03 倍
- ・ 工学部（3年次編入）：0.99 倍

〔修士課程〕

- ・ 医科学教育部：0.87 倍
- ・ 口腔科学教育部：1.00 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 総合科学教育部：1.00 倍
- ・ 薬科学教育部：0.94 倍
- ・ 栄養生命科学教育部：1.32 倍
- ・ 保健科学教育部：1.19 倍
- ・ 先端技術科学教育部：1.10 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 総合科学教育部：1.55 倍
- ・ 薬科学教育部：1.15 倍
- ・ 栄養生命科学教育部：1.00 倍
- ・ 保健科学教育部：1.20 倍
- ・ 先端技術科学教育部：0.86 倍

〔博士課程〕

- ・ 医科学教育部：0.96 倍
- ・ 口腔科学教育部：0.98 倍
- ・ 薬科学教育部：1.25 倍

栄養生命科学教育部（博士前期課程）と総合科学教育部（博士後期課程）については入学定員超過率が高い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の教育部を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の教育部においては入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学科ごとに教育課程における学習・教育到達目標を設定し、履修の手引（学生便覧）に掲載するとともに、編成・実施方針をより明確に文章化した教育課程の編成・実施方針を策定している。これらの教育課程の編成・実施方針は、入学者受入方針と学位授与方針と併記するかたちで、各学部等のウェブサイトに掲載し学内外に公表しており、両者との連携を踏まえたものとなっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

全学共通教育では、その目的と5つの達成目標を明示した上で、各目標に対応して大学入門科目群、教養科目群、社会性形成科目群、基盤形成科目群、基礎科目群に分類して多様な授業科目を提供している。各学部は、それぞれの教育目的に応じて、各科目群からの履修科目数を指定し、29～51単位の範囲での履修を義務付けている。

専門教育科目も、各学部学科等の特性により特徴的な教育科目を含む幅広い授業科目が、年次を追って基礎から専門あるいは臨床へと体系的に開設されている。

また、全学共通教育に基礎科目群を配置するなど、全学共通教育と専門教育を融合的に実施する工夫もなされている。

総合科学部では学士（総合科学）、医学部医学科では学士（医学）、医学部栄養学科では学士（栄養学）、医学部保健学科では学士（看護学）又は学士（保健学）、歯学部歯学科では学士（歯学）、歯学部口腔保健

学科では学士（口腔保健学）、薬学部薬学科では学士（薬学）、薬学部創製薬科学科では学士（薬科学）、工学部では学士（工学）を授与している。

そのために、総合科学部では、専門教育科目として、学部共通科目、学科共通科目、コース専門コア科目、コース専門選択科目、総合科学テーマ科目、自由選択科目及び卒業研究を設けている。医学部医学科では、専門教育科目の全てを必修科目としている。医学部栄養学科では、必修科目と選択科目を専門基礎分野及び専門分野の専門教育科目として配置し、専門分野の科目として卒業研究を必修としている。医学部保健学科では、専門教育科目における必修科目と選択科目とを学科共通科目として配置し、さらに専攻ごとに専門科目を設け、その中で、卒業研究（看護学専攻の場合は、看護研究）を必修としている。歯学部では、専門教育科目を必修科目と選択科目から構成している。薬学部では、両学科ともに、専門教育科目を必修科目と選択科目から構成している。工学部では、「キャリアプラン入門Ⅰ」、「キャリアプラン入門Ⅱ」、「技術者・科学者の倫理」、卒業研究を学部共通の必修の専門教育科目として、学科ごとに、昼間コースか夜間主コースであるかに応じて異なる配分で必修科目と選択科目を設けている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

自己点検・評価の一環として、各学部において授業評価アンケートと卒業時アンケートを毎年実施しているほか、卒業生や雇用主へのアンケート調査を随時実施して「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査報告書」として公表しており、これらで把握された学生のニーズや社会からの要請等を、教育内容に反映させるための取組がなされている。

各学部の教育課程の中で、学生が社会的及び職業的自立を図るための能力を培うための、様々な配慮がなされている。平成 22 年度には、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に「自らの就業力向上を促す巣立ちプログラム」が採択され、平成 23 年度以降、4 年一貫のキャリア教育体系である巣立ちプログラムを総合科学部及び工学部において導入し、キャリア科目を開講している。学生の授業評価アンケートにおいて、1 年次の必修科目「キャリアプラン入門Ⅰ・Ⅱ」の質問「本授業はあなたの進路を考える上で役だったか」で「はい」と回答したのは、入門Ⅰで約 60%、入門Ⅱで約 68%と増加しており、また、質問「両授業を通じて、社会的、職業的に自立していこうとする自覚が高まったか」では 85%が「そう思う・やや思う」と回答している。

また、平成 24 年度から文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（平成 26 年度まで）の「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（中国・四国地域の 18 大学・短期大学と産業界等との連携事業）に採択され、3 テーマの目標を設定して取り組んでいる。

文部科学省の平成 20 年度大学教育改革支援事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「既卒薬剤師のキャリアアップを目指した教育支援プログラム」の事業終了後も、当該事業を継続して運用しており、毎年数人の社会人の受講生を受け入れている。また、当該事業で得られた経験は、平成 24 年度の文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「四国の全薬学部の連携・共同による薬学教育改革」（平成 28 年度まで）における地域薬剤師会等を含むステークホルダーとの協業に取り組む体制の構築に活かされ、学部学生及び大学院生の教育に役立てられている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業形態は、各学部学科の特性に応じた形で、講義、演習、実験、実習等がバランスのとれた構成になっている。学習指導法については、チュートリアル授業、ゼミナール形式及び創成型授業といった学生の主体的な参加や関与を促す授業が全ての学部で取り込まれている。また、少人数教育、フィールド型授業、e-learning が実施されている。

また、徳島大学LMS（Learning Management System：学習管理・支援システム）（i-Collabo）を運用しており、授業コンテンツ（eコンテンツ）を学生に提供している。このシステムは自宅や大学のパソコン等から、予習や復習、講義連絡、レポートの提出等に使用されているほか、学生が自学自習できる環境としてリメディアル教材、TOEIC等の自学自習教材も配置されている。このシステムには、対面授業に相当する教育効果を確認するため、①出席登録システム、②レポート提出（再提出）機能、③小テスト実施機能を有している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されており、また各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行われている。さらに、大学として1年間の授業を行う期間及び各授業科目の授業を行う期間、及び定期試験の期間が確認できるように学年暦を通して学生への周知を図っている。

学生の学習に関する実態調査を平成20年度と平成23年度に実施し、学生の授業時間外学習（準備学習・復習）の把握に努め、必ずしも十分な学習時間を確保できていないことが確認されている。これに対して、全学共通教育では大学入門講座で単位の修得に必要な学習時間について指導をしている。また各学部においても、総合科学部では、前期、後期の授業開始前に、各授業の開始時に、学習の目標及び目標に至る重要事項を示し、必要となる予習・復習内容を受講生に周知すること、自学自習に向けて、LMSを活用して事前に資料を配布したり、レポートや小テストといった適切な課題を設定するなど授業方法の改善を図ることを教員に対して指示している。医学部では、自主的に学習する仕組みとして、医学科はウェブ評価システムの構築による診療科からのリアルタイムの形成的評価による自学自習の動機付けを実施し、栄養学科においては、テーマごとに研究発表会を行い、自主学習の効果を深めている。また、保健学科においては、コンテンツ管理システムにコンテンツ教材を掲載している。歯学部では、受講する学生に対し、シラバスにおいて、毎回の講義に対して予習・復習することを求めている。薬学部では、前期、後期の最初の授業時に、自己学習の重要性を説明するように教員FDで周知されているとともに、一部の教員は授業前に確認テストを実施するなどしている。工学部では、宿題や小テストを毎回行うなどの取組をしている。工学部では履修科目の上限を定めており、学科によって異なるが年間で45～55単位が上限となっている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学部学科の開講する授業科目について、授業の目標、内容、履修上の注意、予習復習、成績評価の方法を示した授業概要（シラバス）が作成され、全学生に配付されているほか、ウェブサイトで公開してい

る。

また、教員に対してはシラバスの作成方法を提示しているほか、教員がシラバスを作成した後で、作成されたシラバスを各系の教務委員が確認し、不備を授業担当者に連絡して修正することによって適切なシラバスを作成する仕組みが構築されている。

学生に対するアンケート調査結果によれば、シラバスを毎週確認し授業の予習・復習に活用している学生の割合は10%となっているが、履修登録時の科目選択等において利用していることは確認される。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修登録時の科目選択等において利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学力不足の学生に対しては、学部ごとの状況に応じて学生相談室、学習支援室や学びの相談室、補充授業、eコンテンツ等の形で支援を行っている。

平成20年度から高等学校の物理復習テストを実施し、さらに、科目を化学、生物へ広げて基本的な学力を把握するための復習テストを、その必要のある学部、学科等が実施している。高等学校での未履修科目に起因する基礎学力不足に対応するため、入学前教育等を行うなど、各学部で入学後の早い時期に学力を補うことを目的とする態勢を整えており、例えば、薬学部や医学部保健学科放射線技術科学専攻で入学前学習（化学・生物・物理）を行っている。また、総合科学部総合理数学科では、4月の大学入門講座において高校復習テストを実施し、得点が低い科目については、自然科学入門等を履修するように指導している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

工学部夜間主コースは夜間の授業履修によって卒業に必要な単位が修得可能となっている。

また、昼間科目や集中講義等も履修できるように設定されており、平成25年度からは夜間主コースにフレックス履修制度を、多様な学生に適合できる自由度の高い履修制度と経済的な授業料で実践力を身に付けることを目的として導入している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

平成24年度に、それまで実質的になされてきた学士の学位授与方針をより明確に文章化した学位授与方針を、一部の学部では、授与する学位が学科ごとに異なることから、学部ごとではなく学科ごとに策定している。この学位授与方針は卒業生が身に付けるべき具体的能力を示しており、入学者受入方針と教育

課程の編成・実施方針との連携を踏まえたものである。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則第 33 条の定めに基づき、成績評価基準を明確に定め、履修の手引（学生便覧）に明示して、全学生への周知を図っている。評価基準は、原則として科目ごとの到達目標への達成度に基づくことがシラバスの中に明記されている。

成績評価への異議申立てについては、総合科学部では履修の手引に掲載されている試験細則において、「疑義のある場合は、成績の通知日から1週間以内」に「学務係まで申し出のうえ、確認すること」と定められている。医学部では「学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ」が定められ、履修の手引に掲載されている。工学部では履修の手引において成績評価等に関する申立ての方法が定められている。全学共通教育では「成績について疑義がある場合は、成績交付日から1週間以内に授業担当者又は共通教育係に申し出ることができます。」と定められ、履修の手引に掲載されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

各学部、組織は、シラバスに成績評価の方法・基準を明記し、成績評価は原則として、成績分布を考慮しつつも、絶対評価によるものとしている。実際の成績分布について著しい偏りは認められない。

さらに、全学共通教育センターによる共通教育科目の履修及び総合科学部、医学部保健学科、工学部については、GPA制度を採用し、学生表彰の選定、日亜特別待遇奨学生制度の受給者の選定に利用されているほか、工学部では、履修単位の上限の緩和等に利用されている。

学生からの成績評価に関する申立ての手続きは履修の手引等で学生への周知が図られている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業の認定条件は学則及び各学部規則で定められ、履修の手引、学生便覧等に卒業要件として明確に示されており、学生に周知されている。

卒業認定は、それぞれの学部の規則に基づき取得単位数と在学年数を基に各学部で教務委員会において審査し、その結果をさらに教授会において審議し、最終的な卒業認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則や各教育部規則に定める教育研究上の目的を達成するため、各教育部の専攻・課程ごとに教

育課程の編成や実施の方針が定められている。これらの教育課程の編成・実施方針は入学者受入方針と学位授与方針との連携を踏まえたものであり、ウェブサイトに掲載し学内外に公表されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

総合科学教育部では、地域科学をより広い領域で展開し、地域社会の人間環境・社会環境・自然環境を総合的に教育研究することを目標に、教育部共通科目を設けて環境・情報問題と地域社会への関心と基礎知識習得を図る授業を行い、その後、地域科学専攻、臨床心理学専攻それぞれにおいて特色のある授業を展開している。臨床心理学専攻では臨床心理士受験資格が得られる大学院として指定されている。

医科学教育部では、生命倫理に関する見識を備え、社会貢献できる研究者及び臨床医の養成を目的とした内容の授業科目が提供されている。

口腔科学教育部では、歯科医学領域での高度な臨床能力を有し、国際的に活躍できる人材の育成を目的として、歯科医学分野に偏らない授業を提供している。

薬科学教育部では、創薬科学専攻及び薬学専攻それぞれにおいて、固有の特色ある授業を提供しており、また、視野を広げるため、他専攻の講義科目及び共通科目の受講を推奨している。

栄養生命科学教育部では、栄養科学の先端研究者育成と栄養分野での専門職業人養成を目指しており、そのための授業を提供している。特に、健康科学に関する幅広い知識を習得するために共通科目の選択を推奨している。

保健科学教育部では、各専攻間の共通カリキュラム等を修得させ幅広い基礎能力を獲得させるとともに、指導教員以外の教員による特論を複数科目修得させるなど、多様化、高度化、専門化し続ける医療環境に対応できる人材育成を目指した教育課程となっている。

先端技術科学教育部では、ハードウェアとソフトウェアが融合した「システム工学」及び環境との調和を図る科学技術に取り組む「環境工学」の分野で活躍し得る優秀な人材を育成することを目的としている。総合科目及び専攻内共通科目によって、専攻分野以外の多様な分野の科目が履修でき、正しい倫理感を持ち、総合的判断力・応用力・課題探求力を持った専門的職業人や研究者の育成が可能な授業が提供されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

全教育部において、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査」や修了生と教育部長との懇談会等を基に学生の多様なニーズ等を把握し、教育課程の編成又は授業科目の内容に配慮している。

他教育部の授業科目の履修を認めるなど異なる大学院教育部間の連携も行われており、特に、文部科学省の組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）に平成21年度採択された「医療系クラスターによる組織的大学院教育」では、医療教育開発センターの支援の下で、医療系5大学院から選抜された学生に対し専門分野が異なる教育クラスターが双方向教育を行っている。

国内外の他大学との単位互換・交換留学制度も整備されているほか、先端技術科学教育部では外国の11大学との協定を整備し、ダブル・ディグリー制度が実施されている。また英語特別コース時間割が準備さ

れている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等が適切なバランスで配置されており、さらに各授業科目の性格に応じた多様な授業形態（少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業、TAの活用）を図り、教育効果を高める工夫がなされている。

また、文部科学省の国公私立大学を通じた大学教育改革支援事業「がんプロフェッショナル養成プラン」（平成19年度～23年度）、さらに「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（平成24年度～28年度）に採択され、がん医療の標準化とチーム医療実現に向けたシラバスを作成するとともに、e-learningを積極的に取り入れ、チーム医療・リサーチマインドを身に付けた全人的高度がん専門医療人の養成を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-1② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されており、ウェブサイト上及び履修の手引によって学年暦を公表している。また、授業予備日を設定しており、教員の出張等による授業時間の不足を担保する仕組みを構築している。

シラバスに授業の目標、授業の内容、教科書、主要参考書、参考文献（論文等）等、達成目標等を記載し、学生の自主学習を促すとともに、オフィスアワーやメールアドレスを明記することにより、学生は授業時間外であっても受講科目担当教員から個別に直接指導を仰ぐことができる。平成24年度には学生の予習復習に関するアンケートを実施し、学生の主体的な学習を促すための大学院教育への改善に結び付けるための資料としている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-1③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育部ごとに、シラバスの作成方法を教員に対して提示し、各系の担当者による最終確認を行う体制で行っている。

各教育部が提供するシラバスには、「講義名」、「必修・選択の区別」、「開講時期」、「目的」、「概要」、「キーワード」、「目標」、「授業計画」（15回分）、「評価方法」、「再評価の有無」、「教科書」、「URL」、「連絡先」と「連絡方法」等が適切に記されている。「目標」の項目は、学生が授業を履修することによって到達すべき目標を記述するためのものであり、「成績評価の方法」に記述された方法（小レポート、試験等）により目標への到達度を評価することを示し、原則として合否は60%を基準としている。また、準備学習、復習等の学生への周知については、「備考又は受講者へのメッセージ」欄の中に入力することとしている。

各教育部では授業評価アンケートを毎年度実施し、シラバスの活用状況を調査してその分析結果をまとめている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、比較的よく活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

総合科学教育部、医科学教育部、口腔科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部、先端技術科学教育部においては、企業等に在職のまま入学を希望する社会人に対して、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を実施している。

長期履修制度等も活用しつつ、指導教員の指導の下、実施期間、履修方法、授業等の実施時間帯等の履修計画を作成するほか、e-learningを積極的に活用することで、受講の利便性に配慮するなどの措置を講じている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける学生等に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士課程、博士前期課程においては、複数の指導教員体制の下で、研究計画に沿った研究課題の研究指導と学位論文の作成指導がなされている。博士後期課程、博士課程においては、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するため、複数の教員指導体制の下で研究計画に沿って、研究課題の研究指導と学位論文の作成指導がなされている。

他大学や産業界と連携した研究指導は、医療系教育部を中心に様々な形で幅広く行われており、共同研究交流、人材交流を実施することで、大学や企業、研究所等で活躍する大学院生を育成することを目指している。

TAやRAとして多くの優秀な大学院生を採用し、教育指導の訓練や研究補助の機会を与え、教員や研究者としての研究遂行能力の育成を図っている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

学位授与及び課程修了の要件と修了要件は学則、規則及び各教育部の専攻・課程ごとの履修の手引に明確に示されている。さらにこれらの学位の授与方針をより明確に文章化した学位授与方針を教育部ごとに策定し、ウェブサイト等で公表している。

このことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則に基づき、成績評価を、A、B、C、Dの4段階評価で、D評価を不合格として行うことが、各教育部の履修の手引に明示され、学生に周知されている。評価基準については、学生が授業を履修することによって到達すべき目標と「成績評価の方法」に記述された方法（小レポート、試験等）により目標への到達度を評価することをシラバスに記載している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の方法・基準をシラバスに明示し、それに従い客観的で厳格な成績評価を行い、学生の成績評価について各教育部の教務委員会で点検し、教授会で審議、承認するという2段階の手続きを踏んでいる。

このことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文の審査及び最終試験又は試問は、教育部教授会が行い、学位論文の提出者の資格を確認した後、教育部教授会構成員のうちから3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し報告する。最終試験は学位論文に関連ある科目について、口頭又は筆答により行っている。教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、課程修了の可否（修士課程、博士課程）、論文の審査及び試問の可否（論文博士）について、出席委員の3分の2以上の同意で議決している。

なお、学位論文の審査過程において、発表会や公聴会を開催し、論文内容の発表と質疑応答を幅広い関係者の参加の下に実施して、審査の参考にしている。

学位論文の評価基準は、書面調査時には明文化されていなかったが、平成25年度内に策定されウェブサイトに掲載され公表がなされた。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自己点検・評価の一環として、各学部において授業評価アンケートと卒業時アンケートを毎年実施しているほか、卒業生や雇用主へのアンケート調査を随時実施して「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査報告書」として公表しており、これらで把握された学生のニーズや社会からの要請等を、教育内容に反映させるための取組がなされている。

- 総合科学部総合理数学科では、4月の大学入門講座において高校復習テストを実施し、得点が低い科目については、自然科学入門等を履修するように指導している。
- 文部科学省の大学院GPに平成21年度採択された「医療系クラスターによる組織的大学院教育」により、世界最高水準の生命科学者の養成を図るため、医療系5大学院から選抜された学生に対し専門分野が異なる教育クラスターが双方向教育を行っている。
- 文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に、平成22年度「自らの就業力向上を促す巣立ちプログラム」が採択され、学生の就業力向上を図るため、4年一貫のキャリア教育体系である巣立ちプログラムを総合科学部及び工学部において導入している。
- 平成24年度から文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（平成26年度まで）の「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（中国・四国地域の18大学・短期大学と産業界等との連携事業）に採択され、3テーマの目標を設定して取り組んでいる。
- 文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に、平成20年度「既卒薬剤師のキャリアアップを目指した教育支援プログラム」が採択され、本事業で得られた経験が、平成24年度の文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「四国の全薬学部の連携・共同による薬学教育改革」（平成28年度まで）における地域薬剤師会等を含むステークホルダーとの協業に取り組む体制の構築に活かされ、学部学生及び大学院生の教育に役立てられている。
- 文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」（平成19年度～23年度）と「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（平成24年度～28年度）により、チーム医療・リサーチマインドを身に付けた全人的高度がん専門医療人の養成を行っている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成20年度と平成23年度に実施した学生の授業時間外学習の把握を踏まえ、授業時間外学習時間を確保するための対策を大学として組織的に講じている。近い将来、成果が期待できる特色ある取組である。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

過去5年間における学部の標準年限内卒業率は、全体として、81.6～84.3%となっており、標準修業年限×1.5年内卒業率は、88.9～92.4%である。また、退学者率、休学者率は、それぞれ、1.4～1.9%、1.9～2.7%である。

過去5年間における大学院修士課程・博士前期課程と博士後期課程・博士課程における標準年限内修了率は、それぞれ85.4～89.1%、48.4～54.6%となっており、標準修業年限×1.5年内修了率は、89.7～92.5%、69.3～78.4%（長期履修生でいまだ修了年限を満たしていないものは除いて算出。）である。また、退学率は2.5～4.7%、2.9～4.2%、休学率は4.2～5.1%、16.5～18.8%である。

国家資格の取得を目的とする医学部、歯学部、薬学部に関係する資格取得率は、全体として過去5年間で86.4～93.7%である。そのほか、任意の資格を含めた資格取得率は89.6～94.4%である。

加えて、各学部・教育部で、中学校教諭免許、高等学校教諭免許、学芸員、社会福祉士、臨床心理士等様々な資格が取得可能となっており、とりわけ、歯学部口腔保健学科における社会福祉士の合格率が高い。

卒業研究は、学部ごとに定められた要件によって、提出された卒業論文・卒業研究に対する口頭発表を課しており、厳格な審査が実施され、一部は学術論文としても公表されている。

また、大学院生が学位論文の執筆過程で実施した研究の成果が学会等で数多く発表されており、その中のいくつかは優秀賞等を受賞している。過去5年間における受賞件数は年度により異なるが、学部全体で10～26件、大学院全体で45～143件であり、学位論文の水準は高いと判断される。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

昭和28年度から行っている学士課程の学生を対象とした学生生活実態調査に加え、平成17年度から大学院生を対象とした大学院生生活実態調査も併せて実施し、学生の生活実態の把握に努めている。また、平成20年度からは、学士課程の学生に対して、学生の学習に関する実態調査を実施し、学習の実態把握に努めている。さらに、教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査の一環として、授業アンケートを実施し、授業内容の理解度についての学生の評価について、調査を毎年度行っている。

学生生活実態調査及び大学院生生活実態調査によると、全学部平均で54%、修士課程・博士前期課程89%、博士後期課程・博士課程94%の学生が、授業（内容）に「満足」あるいは「どちらかといえば満足」と回答している。また、大学院生の研究指導についても80%以上の学生が肯定的に答えている。

学生の学習に関する実態調査における学習の達成度についてのアンケートによると、全学共通教育で「広い教養を身に付けるのに役立った」、専門教育では「専門の知識を身につけるのに役立った」という回答が最多であり、その他の回答を含めて成果は得られていると判断できる。

教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査でも、学生の授業内容の理解度については総じて高いことが確認できる。さらに同調査では、在学生への調査に加え、卒業（修了）生へのアンケート及び雇用主へのアンケートを実施し、当該大学の卒業（修了）後の学生や雇用主からみた教育の成果・効果を検証する努力が行われている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

過去5年間に於ける学部卒業生の大学院進学率は、進学希望者に対しては98.7～100%であり、進学を希望するほぼ全ての学生が進学できている。就職希望者に対する就職率は94.6～97.0%となっており、景気の変動の影響を受けつつも希望者の9割以上が就職できている。全体として、就職先はそれぞれの専門領域に関連した職種に就いており、ほぼ全ての卒業生が希望の進路に進むことができている。大学院修了生の就職率は、社会人を除くと、修士課程・博士前期課程の就職希望者については94.2～99.3%であり、また、博士後期課程・博士課程の就職率は、82.5～97.8%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査の一環として、卒業（修了）生及び雇用主へのアンケート調査を実施している。調査結果は、自己点検・評価委員会によって集計・分析され、分析結果は教育改善のために活用されている。

卒業（修了）生を対象としたアンケート調査において、総合科学部と工学部では、それぞれの学部教育の特性を反映した「学術的スキル」についての高い評価が得られており、医療系（医学、歯学、薬学）の卒業（修了）生に関しても、専門的知識、能力で高い評価を受けている。雇用主に対する調査では、職務上の指示を理解する能力や専門的な知識や能力については、総じて高い評価である。ただ、全体に共通することとして、「グローバルな英語能力と積極性・応用能力」の向上が期待されると総括されている。

これらのことから、課題は残しているとはいえ、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、常三島キャンパス、蔵本キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は常三島キャンパスが116,958㎡、蔵本キャンパスが88,537㎡である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計193,413㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

講義室、実験・実習室、演習室等は十分確保され、暗幕、スクリーン、マイク及び冷暖両用空調機が設置されるなど良好な教育環境が確保されており、有効に利用されている。情報処理学習のための設備等は、学生が昼・夜間主コースの授業時間帯を通じて、いつでも自由に利用できる環境が整っている。

また、教育研究活動に関する施設については、平成24年度までに全ての耐震改修が完了している。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に従い、エレベーター及び建物出入り口にスロープ等を設置している。障害のある学生が使用するトイレについても建物ごとに順次改修を行いバリアフリー化を進めている。

安全・防犯面については、各施設管理責任者の要望に基づき、警備員の常駐、建物等の施錠（一部時間帯オートロックを導入）等を行っている。また、毎年1回実施している産業医による職場巡視により、安全点検を行っている。

学生生活実態調査や学長あるいは学部長と学生との懇談会等を通して学生のニーズを把握し、教育課程に沿った授業や学生の自主学習ができるような環境を構築するための努力が行われている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

最新の教務事務システム（学籍管理、成績管理の機能、出席記録機能、学生連絡機能、指導教員の学生情報取得機能を有する）が導入されている。さらに、e-learning環境の充実のため従来から運用している徳島大学LMS（Moodle）に加え、新たなシステムである徳島大学LMS（i-Collabo）を導入し、教務事務システムの履修登録等と連携を強化している。医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部では、大学院共通科目を対象として医療教育開発センターによるe-learning system（MLS）を活用している。

e-learning環境の整備は、LMSの活用方法を検討する大学教育委員会のeコンテンツ実用化WG、ハードウェア、ネットワーク、LMSシステム管理に係るサポートを行う情報化推進センター、教員、学

生利用の直接の利用をサポートするeラーニングサポート室の連携により行われている。

教職員及び学生は、研究室等の端末パソコンから、様々な研究用システムの利用ができ、学生には学生用教務システム（履修登録、成績参照、講義連絡、休講・補講情報、学生呼び出し等の情報閲覧）、学習管理システム（LMS）、チャットシステム（教職員・学生相互コミュニケーションツール）、メールシステム等、場所を問わず学外からでも利用できるシステムサービスが提供されている。

情報化推進センターが、各種サーバ・システムの管理・運用とセキュリティ管理を担当し、情報ネットワークの適正な管理・運用を図るために「情報セキュリティポリシー」を制定している。情報化推進センター管理の情報システムに関しては、国際規格であるISMS認証（ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、常三島キャンパス本館（面積5,112㎡）と蔵本分館（面積3,167㎡）からなり、それぞれ633席、454席の閲覧席を持つ。平成24年度における蔵書数は本館587,293冊、蔵本分館233,393冊、雑誌は本館11,078タイトル、蔵本分館6,330タイトルを所蔵している。貸出数は平成22年度～24年度の3年間の平均で本館58,087冊、蔵本分館27,005冊である。入館者数は平成22年度～24年度の3年間の平均で本館252,457人、蔵本分館135,163人である。平日は8時30分～22時（蔵本分館8時30分～21時）、土日は10時～17時の間、開館している。時間外については、無人開館の時間帯以外は、学生を有期雇用職員として12人（本館6人、蔵本分館6人）採用し、本館、蔵本分館ともに2人体制で運営している。本館の無人開館時間は、平日は22時30分～次の開館時刻30分前まで、土日は17時30分～次の開館時刻30分前までである。蔵本分館の無人開館時間は、平日は21時15分～24時、土日は8時30分～10時及び17時15分～24時である。両館とも入退館システムを設置し、本館については、利用申請をした大学院生及び教職員は24時間1階ホールが利用でき、蔵本分館については、利用申請をした大学院生、教職員及び蔵本キャンパスの学部学生は、一部スペースを除き24時まで利用できる。

本館、分館とも耐震改修とバリアフリー化を終了するとともに、退館管理システムの導入や監視カメラの設置により安全・防犯面にも配慮している。

また、パソコン端末や無線LANアクセスポイントの増設に努めるとともに、多機能なタッチディスプレイ装置を整備し、協調学習のためのラーニング・コモンズ、静かに学習できる分野別の閲覧室、学習コーナー（室）及び研究個室を設置するなど、学生の主体的な学習を支援している。

本館、分館とも、附属図書館運営委員会等で選定方法について審議し、教育・研究上必要な学術情報資料（図書、電子ジャーナル及びデータベース等）が全学共通経費等により安定的に供給され、かつ分野別に閲覧室を設置するなど系統的に整備され有効に活用されている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

総合科学部、薬学部にはスタジオプラザが整備され、個人やグループの自習に活用されている。工学部には共通講義棟各階に自習スペース、リフレッシュコーナーが確保されている。また、蔵本キャンパスに

は、臨床実習機器や自習用パソコンを整備したスキルズ・ラボが設置されており、医療教育開発センターの管理運営の下で、医療系学部生の予習、復習に活用されている。また、スチューデントラボをグループ討論室として開放している。このほか、各学部には自習室が整備されており夜間の使用も可能にしている。また、図書館においても、自主的学習支援に配慮した環境整備が行われている。

創造性を育む学習法を開発する取組が平成 15 年度に文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された創成学習開発センターにより行われているほか、インターネット技術、ワイヤレス技術、モバイル技術を学習（教育）・キャンパスライフに応用して、「いつでもどこでもできるインタラクティブな学習（u-learning：ユビキタスラーニング）」を実現する「u キャンパス構想」が文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に平成 16 年度採択され、平成 17 年には u ラーニングセンターを設置している。u ラーニングセンターは、情報化推進センター及び評価情報分析センターと協力し、工学部の u キャンパス構想のサポート、e-learning の確立、普及以外にも、ポータルサイトの提供、履修登録システムの提供のほか、教育研究者用データベース等のサービスを提供し、当該大学の ICT を利用した「教育と学習に優しい環境」の基盤機能を果たしている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に、オリエンテーション、大学入門講座で学則、授業の選択・登録方法、大学生活の過ごし方等について説明しており、個別相談にも応じている。また「新入生合宿研修」は教員及び同級生との交流の場であり、さらに、上級生から履修等のアドバイスを得る場となっている。

専門科目の受講に際しては、パネル展示、ワークショップ形式のガイダンス等、各学部の教育内容に応じた適切なガイダンスが行われている。

大学院生についても、入学生に対するガイダンス、及び各年次におけるガイダンスを各教育部、専攻、コースの担当教員が行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学部学生を対象とした学生生活実態調査並びに大学院生を対象とした大学院生生活実態調査の調査項目に挙げている「修学状況」の調査により、学習支援に関する学生のニーズを把握している。

学長、学部長、教育担当責任者等との定期的な懇談会や、教務委員と学生代表との合同の委員会「教育の質を向上させるための学生ワーキング」等様々な形で、学生からの要望・意見を直接聞く仕組みが取り入れられている。また、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」等の窓口においても学生から学習支援に関するニーズの把握に努めている。さらに、オフィスアワーが全学的に設定・周知されているほか、クラス・学年担任制も全学的に設定されており、細かな相談、助言及び指導を行っている。メールを用いた学習相談や u-learning システムを利用した相談体制も整いつつある。

留学生に対しては、国際センターの専任教員 5 人が、共通教育科目「日本語」、全学日本語コース、日本語研修コース等の講座を開いて学習支援に当たっている。また、留学生へのサポーターとしてチューターを配置するなど、きめ細かな学習支援にも力を入れている。大学院では「英語特別コース」が開講されており、英語での講義が行われている。

社会人学生への学習支援としては、各教育部ウェブサイトで、大学院共通科目 e-learning や教育クラスター等の大学院教育関連情報を提供しているほか、長期にわたる教育課程の履修制度も社会人大学院生を対象に各教育部で導入されている。

障害のある学生には、障害の程度と本人の希望等に応じて対応している。メンタルケアの必要な学生には、各学部の学生委員とともに学生相談室で臨床心理士等が対応している。医学部OSCEでは障害のある学生には受験時支援を行っており、入学後は教務委員面談で対応できる体制となっている。

学会の参加支援も活発に行われており、いくつかの教育部では経費支援による海外発表支援も行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動施設（クラブハウス）の新営、体育館の改修、音楽練習棟等により、課外活動を行う施設等が整備され、サークル活動に必要な部室、運動場等も十分整備されている。

課外活動団体への支援として、毎年、運営に必要な物品購入、団体、大会運営等への補助、大学祭等への補助、学長表彰等を実施している。教職員と学生の拠出による全学的支援組織「徳島大学学生後援会」や学部単位の各種支援組織からも大会派遣費等の支援が行われている。

また、優れたスポーツ・文化・ボランティア活動等への学長表彰等、正規課程以外の活動の積極的な取組を奨励する制度も設けている。

平成19年度に発足したTOPプランナーズには、教職員、専門家だけでなく学生も主体的に参画し、そこで出された意見を基に、徳大オープンスペースプロジェクト（TOP）として「助任の丘」やシンボルストリートが整備されている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学部学生を対象とした学生生活実態調査並びに大学院生を対象とした大学院生生活実態調査により、生活支援等に関する学生のニーズを把握している。

学生の健康相談・助言のために、保健管理センター、学生相談室が設置されている。保健管理センターには常勤の医師、看護師、事務職員が配置され、定期健康診断のほか、学生の健康面の相談や治療を行っている。学生相談室にはインテーカーが常駐して様々な相談に応じており、学生生活、ハラスメント、人権等の相談は、学生相談室の2人の専任カウンセラーが担当している。また、メンタルケアの必要な場合には保健管理センターの医師や臨床心理士が対応している。学生相談室には、学生相談員、人権問題相談員及び法律アドバイザーを配置し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の相談、経済的問題等の生活相談、進路相談等に応じている。

就職支援に関しては、常三島キャンパスではキャリアカウンセラー2人とハローワークのジョブサポーターを配置し、毎日、就職について相談できる体制を整備している。時期により就職支援企業による就職相談も実施している。蔵本キャンパスでは、キャリアカウンセラー1人が毎週木曜日就職相談を行っている。蔵本キャンパスの学生は常三島キャンパスでの就職相談も受けることができる。

特別な支援を行う必要のある一般学生や障害のある学生、特にメンタルケアが必要な学生には学生相談室が主な窓口として機能している。

留学生に対しては、国際センター担当教員、研究国際部国際課職員、留学生へのチューター、学生サポーターが、奨学金貸与、入国管理事務所での手続き等の生活上の諸問題についての情報提供、助言をマンツーマンできめ細かく行っているほか、国際交流の視点からの留学生同士や留学生と日本人学生の交流を可能にする施設の充実、日本の文化や伝統の理解を深めるための文化的支援の充実、日英表記文書の整備等、幅広く生活支援が行われている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

新入生を対象とした大学入門講座において、奨学金の種類と申請手続きの周知を図っているほか、国際センターでは、国際交流係及び蔵本キャンパス留学生支援室において、留学生対象の奨学金についての情報提供を随時実施している。

日本学生支援機構の奨学生採用状況は、第一種奨学金貸与者が学部253人、大学院158人、第二種奨学金貸与者が学部360人、大学院90人となっている。

授業料免除については、現状の免除枠の半額免除(285人)と全額免除(1,122人)を拡大することを計画している。なお、現状の免除者の約14%は留学生である。

独自の奨学金制度としては、博士後期課程・博士課程に在学する学生に対する授業料実費の半額を給付する返還義務のない奨学金「徳島大学ゆめ奨学金」や、「藤井・大塚国際教育研究交流資金」、「徳島大学国際教育研究交流資金」があるほか、工学部と医学部は独自の奨学金制度を有している。

学生寮として学部学生対象の男子用1施設、女子用2施設、計3施設(計71室)があり、低料金で利用できる。一方、留学生用の宿舎としては、国際交流会館と日亜会館留学生宿舎合計80室を有している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 創成学習開発センターやuラーニングセンターが、情報化推進センター及び評価情報分析センターと協力し、工学部のuキャンパス構想のサポート、e-learningの確立、普及、ポータルサイトの提供、履修登録システムの提供のほか、教育研究者用データベース等のサービスを提供し、当該大学のICTを利用した「教育と学習に優しい環境」の基盤機能を果たしている。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動と学習成果に関する自己点検・評価及び検証を行う取組の実施体制については、全学の自己点検・評価委員会と、各学部、教育部に設置された自己点検・評価委員会とが点検・評価の実施及び情報収集、調査・分析、並びにこれらの研究開発を行う評価情報分析センターと連携して、毎年度に各部局等で実施している学生による授業アンケートを基に「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査報告書」を作成している。大学教育委員会では、この調査報告を受けて、各学部等教育委員会及びFD専門委員会と連携し、年度ごとの教育の改善計画を作成・実施し、結果を全学の自己点検・評価委員会に報告している。

また、点検・評価の結果に基づき、教育の質を保証し、教育の質の改善・向上を図るために、大学全体の教育に関する統括責任者である教育担当理事を委員長とする教育戦略室を置き、入学試験、教育、大学院に関する戦略を協議し決定している。教育戦略室には、中期目標・計画、年度計画の策定をはじめ、学内の教育プロジェクトの推進を図る教育推進専門部会を置いている。

さらに、学生による授業アンケート結果は、GPCの情報とともに各教員に提供され、教員ごとの授業改善にも利用されている。また、優秀教員を「共通教育賞」として表彰しているほか、教員業績評価・処理制度による評価を実施するなど、各教員における質保証へのインセンティブを担保する体制が整備されている。

このほか、教育改革を推進し、それを支援する各種業務を企画及び運営するとともに、これに関する調査研究を行うため、平成25年4月より、教育改革推進センターを設置している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取は、「授業評価アンケート」における自由記述や、「学生の学習に関する実態調査」の自由意見等で全学生を対象として行われるとともに、学部ごと、又は大学全体として、学部長、学長や、教育担当責任者の教員、学務・教務担当の職員が、直接学生の代表からの意見聴取の場を設けている。さらに、学生と教職員の架け橋となることを目指す「繋ぎ create」や、学生FDチーム「Ways!」の活動の中で学生の意見の反映が促進されている。

全学共通教育に関しては、全学共通教育センター内に、学びのコミュニティ部会が設置され、大学開放実践センターとの協力で、恒常的に学生との意見交換の場を設定している。これらから得られた学生の意見は、全学共通教育センターにおける合同部会及び運営委員会にて報告され、また全学的にも、大学教育委員会における教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ報告として共有されている。専門教育全般に係わる学生からの意見聴取は、学部において、アンケートとともに、直接意見を聴く機会を設けている。意見聴取の結果は、報告書としてまとめられ、電子データとして情報を共有して活用できるようにしている。

教員からの意見の集約は、大学教育委員会・FD委員会が、全教員を対象に教育に対する意識調査を行い、教育、FD活動、自由記述等の意見を集約したものとして、教員の教育の質の向上のための基礎資料として活用されている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

卒業（修了）生、就職先等に対して、「卒業（修了）生アンケート」及び「雇用主アンケート」を定期的実施している。各学部、教育部の学外関係者、卒業（修了）生、雇用主から共通して出されている外国語等の汎用的技能や、社会における資質向上等に関する意見に基づき、全学共通教育とともに専門教育において、各学部学科で授業科目を開設するに至った。これらを大学教育全体として明確にするために、平成23年度より、各学部の新入学生に対する大学入門講座において、その体系的内容を講義するとともに、平成24年度に大学教育委員会にて、全学で共有できるように、学科ごとの汎用的技能の教育目標を定め全学的に承認し、大学入門講座の授業に取り入れている。

また、徳島県内5大学と徳島県教育委員会との協議会に参加するとともに、徳島県内高等学校との連絡協議会を毎年継続的に実施し、意見交換を行う場を設けている。各学部等においては、学外の学識経験者や各分野の有識者を招いた委員会、会議等の組織を設けている。これらの外部関係者からの意見は、全学の大学教育委員会、教育戦略会議や、各学部教務委員会等で検討され、教育の改善等の基本方針に反映するよう努めている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成23年に「徳島大学のFDは教職協働の下に学生の参画を得ること」と定義し、これを実践すべく教員、職員、学生によるファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）を展開している。

FD実施体制としては、平成24年度までは全学の大学教育委員会・FD専門委員会を中心に推進していたFDを、平成25年度からは、全学組織となったFD委員会を中心に推進し、新たに設置された教育改革推進センターにおいて、企画、実施している。

具体的には、全学の教職員を対象とした「FD・SDセミナー」、各部局のFD推進責任者を対象とした「FDファシリテーター養成研修」、新任教員を対象にした「教育力開発基礎プログラム」及び先の研修の成果を確認する「授業コンサルテーション・授業研究会」が、それぞれ毎年開催されている。

以上の全学的取組とともに、学部ごとにFD委員会が組織され、それぞれの学部又は関連した教育部、

研究部が関係する教育内容に即したFD活動が行われている。

また、SPOD（文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に平成20年度採択された「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」による大学教育力の向上）により、フォーラム、研修会を開催するなど、四国地域の大学間連携によるFD・SD（スタッフ・ディベロップメント）が行われている。

FDを通して、明らかにされた課題については、それぞれの教務関係組織やセンター等で実践する体制が整えられている。例として、平成24年度の初年度教育に関する全学FDで「読書力向上」に関する方針が提案され、それに基づき次年度の新入生の約半数の学生を対象に読書レポートの課題を課すこととなった。

さらに、FD専門委員会は毎年『大学教育研究ジャーナル』の発行を通じて教員個人においても改革に取り組めるよう促している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援・補助者については、主に大学院生を対象にTAとして活用している。TAの採用に関しては、各教育部で実施要項を定めており、大学院生に対する教育効果を前提とし、資質の向上を図るために、各部局において、ガイダンスや研修会を開催している。

職員・技術系職員のスタッフに対しても、SDとしての講習会等を開催し、教職協働の視点からの授業の充実化を図っている。

TA、職員以外にも、全学共通教育では、社会人ボランティアの授業への参加を得た教育支援を行っており、学生と社会人との交流を実現している。社会人ボランティアは、大学開放実践センターによる公開講座の受講者を主な対象とし、事前の説明会を開いて、その趣旨、目的等を理解してもらった上で、協力を得ている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に平成20年度採択された「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」による大学教育力の向上により、フォーラム、研修会を開催するなど、四国地域の大学間連携によるFD・SDが行われている。
- 初年度教育に関する全学FDで提案された「読書力向上」の方針が、次年度の新入生から読書レポートを課題として課すという形で実現するなど、FDの成果が実践に活かされている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 94,326,039 千円、流動資産 18,581,191 千円であり、資産合計 112,907,230 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 29,840,983 千円、流動負債 19,054,617 千円であり、負債合計 48,895,600 千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金 12,298,463 千円及び長期借入金 7,836,824 千円の用途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 2,735,444 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間ににおける状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、学内の関係委員会等の検討の後、役員会で検討し、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

さらに、その内容が部局長会議で報告され、部局長から当該所属職員へ周知されている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成24年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用39,582,392千円、経常収益40,719,040千円、経常利益1,136,648千円、当期総利益は1,092,187千円であり、貸借対照表における利益剰余金7,411,690千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算編成方針は、役員会で検討・審議し、経営協議会の審議を経て学長裁定により制定されている。予算編成方針に基づき、教育経費、研究経費及び施設・設備の整備に関しては、役員会で検討・審議された後、学長が決定している。

さらに、学長裁量経費については、当該大学の中期計画等に合致した教育研究等支援事業について、発展性や高い成果、効果が予想される事業計画、緊急度の高い整備計画、若手教員への研究奨励等に重点的に配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン及び設備マスタープランを策定して計画的に進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、役員会、経営協議会の議を経て、文部科学大臣に提出し、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び監査室による内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則及び監事監査細則に従って、監査計画を定め会計監査を行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により監査法人が策定する監査計画に基づき、期中及び期末監査を受けている。

内部監査については、学長直属の内部監査組織として監査室を置き、内部監査を実施している。

さらに、会計監査人及び監事と緊密に連携を取り効率的な監査の体制を構築し、監査結果を大学運営に反映させている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されてい

ると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学長をトップに、大学の重要事項を審議する管理運営組織である役員会（学長及び理事5人）、大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会（学長、理事及び部局長等15人）、及び学外委員7人も参加して法人の経営に関する重要事項を審議する経営協議会（合計14人）が置かれており、大学全体の管理運営の機能を担っている。

そのほか、各種委員会が組織されている。重要な委員会には、理事が委員長に就任し、委員からの意見や要求に適切に対応するとともに、学長や理事からの提案や諮問事項に対し、理解と協力が得られやすい組織形態としている。各部局においても全学委員会に対応した委員会組織を設置しており、各部局の委員長等が全学委員会の委員として参画することにより、各部局の意見が全学に反映できる体制となっている。

さらに、特別な組織として学長が指名する理事を室長とする戦略室（教育、研究、地域連携、国際連携、広報、情報）並びに男女共同参画推進室を設置し、学内の共通の目標達成、問題解決を行っており、学長のリーダーシップによる戦略的な大学運営を担保している。

各部局では、教授会、教育部委員会等において、各部局固有の重要事項について審議、決定し、部局長を中心とした管理運営体制が構築されている。

事務組織は、6部（総務、財務、学務、施設マネジメント、研究国際、情報）で構成される事務局が中心であるが、各部局にも部局長の職務を直接支援する事務職員を配置している。そのほか、技術職員及び教務職員が配置されている。

危機管理に関しては、大学全体として危機管理規則、災害対策規則を整備するとともに各部局において災害対策マニュアルを作成し、職員、学生等への周知を図っている。また、特に必要な危機管理事象（競争的資金管理、研究不正防止、生命倫理関連等）については、個別に体制を構築している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生の学習に関する実態調査、学生生活実態調査アンケートの実施、学長等の責任者との各種懇談会を通し、教育面のみならず管理運営面における学生のニーズを把握している。また、学生相談室、学びの相談室での個別意見の聴取、附属図書館での意見箱の設置、各部局における学部長や教務委員会と学生・保護者との懇談会の開催等、様々な方法で、学生からの要望・ニーズを把握し、学部、大学院の管理運営に反映させている。

教職員の要望やニーズは、各種委員会への参画、教授会や運営委員会等での自由活発な意見交換により把握し、その結果を全学委員会や部局長会議、さらに教育研究評議会等で審議している。さらに、経営協議会学外委員の意見等が聴取され、その結果、大学独自の給付型奨学金「徳島大学ゆめ奨学金」制度、就職支援室から就職支援センターへの改組、ウェブサイトの改善、学生の海外留学・海外留学を推奨するための大学独自の「アスパイア奨学金」制度の創設、徳島大学COC推進機構の新設等の形で、大学の管理運営に反映されている。

学外関係者からも、徳島県内高等学校長との連絡協議会、徳島県内の5大学と徳島県教育委員会との連

絡協議会、高等学校教員との懇談会、徳島地域連携協議会、徳大関係医療機関協議会総会等、種々の交流の機会を通じて、ニーズや要望の収集に努めている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤、非常勤監事各1人を置き、監事監査規則及び同細則に基づき、監査を行っている。監事監査年度計画を毎年策定し、それに基づき、教育、研究、大学管理・運営、病院の管理・運営について監査を実施し、監査結果を学長に報告している。

平成22年度～24年度にわたって教員業績評価の実施率が低下していることを指摘し、大学はそれに対して年度ごとに改善を加え、平成25年度には抜本的な見直しをするに至っている。また、水道水の質の改善、毒劇物の管理、産学連携マッチングシステム、契約事務の手続きに係る体制整備について提言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の研修は、人事課が中心となって実施している。平成24年度は、学内では8種の研修が実施され、延べ388人が参加した。語学研修は、徳島地区3機関（徳島大学、鳴門教育大学、阿南工業高等専門学校）の事務職員を対象に、初級及び中級の2コースで、週1回全課程12回が開催されている。また、学外研修としては、国立大学協会や文部科学省が行った研修会28件、並びにSPODが行った研修プログラム6件に派遣を行い、延べ109人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価委員会が組織され、全学的に取り組む体制が整っている。国立大学法人評価に関して、年度計画の進捗状況が「中期目標・中期計画進捗状況管理システム」において管理され、また根拠となる資料は「電子書庫システム」に蓄積されている。これらの資料を基に役員会及び各担当理事による評価を実施するとともに、各事業年度の業務実績報告書作成に活用している。

教員の教育研究活動については、独自開発したEDBが運用されている。各教員がEDBに登録した業績データに、大学情報データベース提出データ、教務、人事、財務システムの保有データを合わせたデータを基に、部局ごとの活動の総合的な状況について組織評価を毎年行っており、自己点検・評価委員会の議を経た後、各部局にフィードバックされている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

当該大学は平成 18 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う大学機関別認証評価を受け、その結果、機構が定める「大学評価基準を満たしている。」との評価を受けているほか、平成 20 年度に中期計画の認証を受けている。

各部局では自己点検・評価を実施し、その結果等について、次のとおり外部者による評価を受けている。

ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部では、3人の外部評価委員をおき、評価を受けている。

ヘルスバイオサイエンス研究部では、平成 19 年より 9 人の学外委員から構成されるアドバイザー・ボードにより、教育、研究及び社会貢献活動に関し、助言、提案又は評価を受けている。

ソシオテクノサイエンス研究部では、平成 13 年 9 月に外部評価会議規則を制定し、以後、ほぼ毎年外部評価を受けている。また、工学部においては機械工学科と光応用工学科が平成 15 年度に、電気電子工学科が平成 16 年度に、建設工学科と生物工学科が平成 17 年度に、化学応用工学科が平成 19 年度に、J A B E E（日本技術者教育認定機構）の評価認定をそれぞれ受けている。

そのほか、疾患酵素学研究センターでは、学外委員を含む運営協議会においてセンターの運営事項について審議されている。また、情報化推進センターでは、4人の学外委員を含む情報化評価委員会による評価が行われている。大学病院は平成 19 年度に病院機能評価 Ver. 5 の認定を受けている。そのほか、情報化推進センターによるキャンパス情報ネットワークの管理運用並びに各種全学情報システムの運用支援について外部審査を受け I S M S / I E C 27001 を取得している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3 ③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

全学の自己点検・評価委員会により、自己点検・評価や外部評価の指摘事項は役員会や教育研究評議会をはじめ各種の組織や委員会活動等にフィードバックされ、必要に応じて具体的改善措置を講じている。さらに、各部局の自己点検・評価委員会と連携をとることにより、各部局における P D C A サイクルを有効に機能させるシステムをとっている。

具体的には、年度計画の進捗状況を役員会及び各担当理事が評価を実施するとともに、次年度の年度計画にフィードバックされている。学生の授業評価については、大学全体の教育の成果・効果を検証した結果を自己点検・評価委員会の議を経た後、大学教育委員会を通じて部局等の教職員又は学生へフィードバックを行い、評価結果を踏まえて改善措置を講じている。

平成 18 年度に受けた大学機関別認証評価においては、改善すべき点として指摘された 2 つの事項について、改善に向けて取組を行っている。「大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。」と指摘された事項については、以降、発展的改組又は入学定員の見直しにより、適切な入学定員に変更しており、一部の課程を除き大幅な超過又は未充足はない。また、「施設のバリアフリー化が十分とはいえない。」と指摘された事項については、新蔵、常三島、蔵本の主要 3 団地において、現状調査を行い実情を把握するとともに、平成 20 年度に策定した「バリアフリープロジェクト」に基づき、エレベーター、点字ブロック、身障者用トイレ、スロープ、身障者用駐車場を整備するなどバリアフリー化を推進している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的及び具体的な活動方針は、「徳島大学基本構想」、第2期中期目標・中期計画、年度計画として、大学概要、徳島大学学報、ウェブサイト、履修の手引やシラバス等で、教職員及び学生に周知されているとともに一般に公表されている。学生に対しては、オリエンテーションやガイダンスで説明されるほか、大学入門講座でも周知されている。また、全国からアクセスできるウェブサイトはもとより、大学概要や入学者選抜要項は全国に配布され、大学の目的は、社会に広く公表されている。大学院も同様である。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学の「理念・目標」に則して、学部、学科、専攻ごとに制定された入学者受入方針が大学案内、入学者選抜要項、ウェブサイトで公表されている。また、オープンキャンパス、入学時ガイダンスでも周知されている。平成24年9月に学部、学科、専攻ごとに教育課程の編成・実施方針、学位授与方針を制定し、教育課程の編成・実施方針並びに学位授与方針を明確化し、「教育情報の公表」として、ウェブサイトで公表している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動に関係する内容については、大学の教育研究上の目的に関すること、教育研究上の基本組織に関すること等も含めて、大学概要、徳大広報とく talk、大学案内及びウェブサイトで公表されている。特に学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項はウェブサイトで1か所に集約してわかりやすく公表されている。また、大学概要及び徳大広報とく talk はウェブサイトに掲載するとともに印刷物として学内外に広く配布している。

英語版の大学概要、入学案内を作成しているほか、ウェブサイトにおいて英語、中国語、韓国語による情報発信を行っている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 徳島大学

(2) 所在地 徳島県徳島市

(3) 学部等の構成

学部：総合科学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部

大学院：ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部及び総合科学教育部、ヘルスバイオサイエンス研究部及び医科学教育部・口腔科学教育部・薬科学教育部・栄養生命科学教育部・保健科学教育部、ソシオテクノサイエンス研究部及び先端技術科学教育部

関連施設：大学開放実践、疾患酵素学研究、情報化推進、疾患プロテオゲノム研究、アイソトープ総合、国際、藤井節郎記念医科学、全学共通教育、評価情報分析、糖尿病臨床・研究開発、学生支援、キャリア支援、環境防災研究、地域創生、AWAサポート、農工商連携、教育改革推進、アドミッション、保健管理等各センター、埋蔵文化財調査室、産学官連携推進部、附属図書館、大学病院、障がい者就労支援室、プロジェクトマネジメント推進室

(4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）

学生数：学部5,994人、大学院1,650人

専任教員数：677人

助手数：0人

2 特徴

本学の特徴を端的に表現すれば、「真理を探究し、知を創り、地域に生き、世界に羽ばたく徳島大学」ということになる。その主な特徴は次のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

①理系優位の本学では、教養教育が特に重要であるとの認識に立ち、早い時期から検討を重ね、平成17年度から新カリキュラムによる教育を行っている。②平成17年度から全学共通科目の大学入門科目群の中で全学部・全学科の必修科目（1単位）として「大学入門講座」を開講している。各学部、各学科の教務担当と学生担当の教員が中心となって、新入生が徳島大学の学生としてアイデンティティを持ち、高校までの学習方法とは異なる、大学での自学自習の方法を身につけることを主眼としている。また、大学入門科目群にはその他に自由選択科目（一部の学科では必修）として高大接続科目と自然科学入門を開講している。③工学部と全学共通教育では、創成学習カリキュラムを取り入れ、学部の枠を越えた自主創造活動に取り組むなど、本学の教育理念である「進取の気風」を育む創造性教育を推進している。④e-learningの利用により、「いつでも、どこでも」自己学習に活用できる本学独自の教育・学習モデルを開発・実践している。⑤栄養学科は、全国の医学部の中に唯一設けられた学科であり、我が国の栄養施策の推進役となりうる人材を養成している。⑥歯学部は、四国地区に唯一の学部であり、口腔保健学科を有する学部は全国で4

大学に過ぎない。社会福祉士の資格を取得することもでき、栄養学科と連携するなど特色ある教育を実施している。⑦薬学部は、四国唯一の国立大学薬学部であり、四国地区の薬学教育・研究に貢献するだけでなく、四国地区において指導的薬剤師を養成している。⑧蔵本地区の大学院医科学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学及び保健科学の各教育部では、分野の枠を越えた「教育クラスター」を置き、「医療人育成教育」の実現を目指して分野横断的教育を実施している。また、常三島地区の総合科学及び先端技術科学教育部でも共通科目を開設し、より総合的な観点からの教育を行っている。⑨総合科学教育部臨床心理学専攻は、医学部と連携することにより、幅広い領域で「こころのケア」に対応できる臨床心理士の養成を目指している。

(2) 研究に関する特徴

①大学院の教育・研究と密接に連動して、「基礎研究の推進」と「国家的・社会的課題に対応した研究の推進」を重点研究に位置づけ、「豊かで健全な未来社会の実現」を目標とし、「健康な身体」、「健全な心」、「快適な生活」の実現に努めている。これらに対応するものが、「地域創生総合科学」（ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス）、「健康生命科学」（ヘルスバイオサイエンス）及び「社会技術科学」（ソシオテクノサイエンス）である。②「ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部」は総合科学部が総合的な視野と深い専門性を兼ね備え、21世紀の実社会において活躍することのできる人材養成を目的として大学院の重点化と学部の改組を行い開設された。③「ヘルスバイオサイエンス研究部」は医学、歯学、薬学に横断する研究を促進するとともに、疾患酵素学研究センターや疾患プロテオゲノム研究センター等と生命科学の一大研究拠点形成し、より独創的な教育研究の発展を目指している。さらに、平成25年度には「藤井節郎記念医科学センター」も設置され、世界トップレベルの研究成果の発信を目指している。④「ソシオテクノサイエンス研究部」は、工学部が「社会技術科学」を中核とする大学院の重点化により開設された。

(3) 社会貢献に関する特徴

①全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進め、強み等を生かした取組などについて全学的な連携と情報の共有を図るため、COC推進機構を設置し、本学が地域再生・活性化の拠点として有効に機能することを推進している。②また、産学官連携推進部を中心とする産業人材育成講座等の開催や技術移転の推進、徳島県からの委託により設置している地域医療支援センターによる医師のキャリア形成支援や医師不足や地域偏在などへの対応、地域の防災対策と自然環境の保全の両立に取り組んでいる環境防災研究センターなど、地域の課題解決に大学を挙げて取り組んでいる。③大学開放実践センターは、生涯学習とその一環としての公開講座の実績で国立大学法人のトップクラスとなっている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する」ことを基本理念とし、教育、研究及び社会貢献に関する3つの理念を設定している。

理念（1）明日を目指す学生の多様な個性を尊重して、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門的能力と、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた人材の育成に努める。

理念（2）根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決する研究を通して、国際社会で高く評価される成果を生み出すとともに、学問分野の固定的概念にとらわれない自由な発想により、互いに協力して新しい領域を切り開き高度化することによって、学術研究の総合的な発展に努める。

理念（3）地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの拠点として、平和で文化的な国際社会を構築するために貢献し、産学官の組織と連携し、社会の発展基盤を支える教育、研究及び文化の拠点として諸機能の充実強化に努めるとともに、大学の開放と生涯学習支援を通じて地域社会の向上発展に貢献する。

理念（1）は、主として学部教育についての理念である。すなわち、本学学生に求められる能力として「人間性」、「専門能力」及び「進取の気風」を挙げることができる。特に「進取の気風」は、本学としての個性・独自性、すなわちアイデンティティを表すキーワードである。また、理念（2）の「根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決」、理念（3）の「地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの構築」は、教育に関するキーワードでもある。

（学士課程の目的）

<初年次教育・全学共通教育>

学生生活において、自ら学ぶ姿勢や態度を形成する上では、初年次教育が最も重要である。その態度は大学在学中の4年又は6年間のみならず、大学院や社会、ひいては人生全般における在り方の基盤にもなると考えられるため、初年次教育ではこの点を重視した教育を行っている。近年では、大学生の基礎学力の低下が叫ばれているが、同時に、本学の学部構成では、理科系の学部・大学院が中心であることから、文理融合型を含む教養教育が極めて重要となってくる。そこで、本学における全学共通教育においては、以下を目的として掲げている。

徳島大学の教育理念は、「明日を目指す学生の多様な個性を尊重して、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門的能力と、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた人材の育成に努める」ことである。この理念を実現すべく、全学共通教育では、人間性に富む人格の形成を促し、「持続可能な社会づくり」のために、相互理解に基づき、権利と義務を分かち合う精神を持ち、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけることを全体の目的としている。

すなわち、初年次教育、全学共通教育において、本学の教育理念を実現するために、多様な全学共通教育の学習内容を、一つの方向性として、「持続可能な社会の担い手」の養成を行うことを全学共通教育の目的としている。さらに、この目的を達成するために、以下の5つの教育目標を立てている。

- （1）大学での学びに適応し、主体的に知的訓練に取り組む態度を身につける（大学入門科目群）。
- （2）社会人として必要な豊かな人間性と高い倫理観を修得する（教養科目群）。
- （3）さまざまな体験を通して、人間力や社会性を身につける（社会性形成科目群）。
- （4）諸科学の基本的思考法や言語運用能力を身につけ、自立的学習の基盤を形成する（基盤形成科目群）。
- （5）複合的な視点から専門分野を理解するために、必要な基礎的知識を身につける（基礎科目群）。

<専門教育>

学士課程専門教育では専門基礎を重視する教育課程を編成し、次の諸点の実現に努める。

- （1）本学の3つの理念を反映した科目群を配置し、特色ある教育課程を編成する。
- （2）学部・大学院6年連続教育をにらんだ科目群を置き、他方では4年間で卒業する学生に配慮したキャリア教育を組み込んだカリキュラムを用意して、専門性と職業意識の涵養に努める。
- （3）6年制の医学部、歯学部、薬学部においては、卒業後に医師、歯科医師、薬剤師免許を取得し高度専門職業人となるための基本的な教育を行うとともに、より先端的・指導的な能力を養うための大学院教育への連続性を持った先進的な教育も併せて行う。
- （4）全学共通教育としての教養・基礎基盤教育と専門教育との接続を図るために、全学共通教育とともに、学部専門教育においても系統的な汎用的技能の教育を行い、学部専門の基礎教育に繋げるための学部に応じた基礎教育を行う。

＜学部ごとの専門教育＞

総合科学部：総合的・複合的視点から問題解決に取り組む能力を身につけるとともに、各専門分野での学習を通して豊かな人間性を涵養しつつ、個性と専門性を磨き、様々な職種で活躍できる人材を養成する。

医学部：医療人としての技術、知識、態度を身につけ、国際的視野を持って生涯にわたり医療、保健・福祉活動を通して社会に貢献できる人材の育成を行う。チュートリアルや統合教育を取り入れて、倫理観・責任感を養い、他者を理解し、いたわる人間性を身につける教育を行う。

歯学部：歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を持ち、歯科医師として医の倫理及び魅力ある人間性豊かな歯科医師・研究者の養成を目指す。

薬学部：6年制の薬学科では薬剤師養成の専門教育を、また、4年制の創製薬科学科では創薬研究者育成のための基礎専門教育を行い、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な技能と医療人としての使命感・倫理観を有する人材の養成を目指す。

工学部：豊かな人格と教養及び自発的意欲、基礎知識による分析力と創造力のある人材、そして高度な倫理観をもって活躍できる人材の育成を行う。また、創成学習開発センターで実施する創造性を育む教育方法の導入を行い、さらに全学科のJABEE（日本技術者教育認定機構）資格の取得を目指す。

(大学院課程の目的)

大学院教育では、自由な発想を育む学習・研究環境の中で、課題を探求し解決する能力を身につけることを目指し、先端科学技術の専門分野における研究を通じて、豊かで健全な未来社会の創生に貢献できる積極性と責任感を持つ高度専門職業人、研究者育成を目的にしている。

(1) 博士前期課程（修士課程）は、研究者養成の最初の段階、あるいは高度専門職業人の養成と位置づけ、修士課程教育で培われた専門基礎能力を基に、専門性を一層向上させると同時に、職業倫理など人間性の涵養に努める。

(2) 博士（後期）課程においては、基礎的・先駆的な学術研究を推進するとともに、これを世界的な学術研究の拠点、指導的な高度専門職業人や優れた研究者・研究技術者養成の中核機関として位置づけ、特に、健康生命科学（ヘルスバイオサイエンス）と社会技術科学（ソシオテクノサイエンス）を柱とし、これらを地域創生総合科学と連携することにより、地域及び国際社会の要請に対応できる指導的な研究者及び高度専門職業人の育成を図る。

(教育目的・目標全体に関連して)

(1) 本学の教育理念と教育目標に則した教育課程を編成し、特に大学院では、各専攻の特色ある研究実績と経験を活かした教育課程を編成して、学部・大学院一貫の6年教育の推進や職業観に関する教育を含む専門基礎教育の充実を図る。

(2) 学生募集要項、入学案内などに各学部学科や各専攻のアドミッション・ポリシーを明示し、志願者の個性や出身学部学科などの修学歴を尊重した入学者選抜を行う。

(3) 修学意欲と講義の質の向上を図るため、教育方法、授業形態、履修指導及び成績評価の改善に努める。成績評価の適正化に当たっては、G P、G P A、G P Cを導入する。

(4) 適切な教職員の配置を行い、学生の能力開発の視点に立った各学部・学科の教育内容の改善に努める。

(5) 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワークなどの整備・活用に努める。

(6) 教育活動の評価を実施し、その評価結果を質の改善につなげるための体制を整える。

(7) 正課及び正課外教育において、学生の人間の成長を図り、自立を促すための適切な指導を行うよう意識改革に努める。

(8) 入学から卒業まで系統立てた学生支援・キャリア支援を行い、「進取の気風」にあふれた学生生活を送り、希望に添った進路に進めるよう支援する。

(9) 全学教育推進機構のもとに、教育改革、支援業務の企画、F D、S D等を担当する教育改革推進センター(25.4.1 設置)、学生生活支援・方策等の企画により充実した学生生活のための支援を行う学生支援センター、学生・職員の健康の保持増進を図る保健管理センター、就職支援、キャリア教育の実施支援などにより学生の社会的、職業的自立を推進するキャリア支援センター(平成 25 年 4 月 1 日設置)、入学者選抜に係る調査、研究、分析、広報等を全学的視点で推進するアドミッションセンター(平成 25 年 4 月 1 日設置)、本学が保有する高度な知的資源を社会に還元し、生涯学習を推進する大学開放実践センターを置き、関係委員会等との連携と教育ガバナンスの機能強化により学生支援体制の充実を図る。